

運行管理者 無料追加コンテンツ

運行管理者 貨物編 暗記ノート02 (道路運送車両法)

PDFデータの販売・再配布等は認めておりません。
公開されているPDFデータは事前に断りなく移動、修正、公開停止などの措置をとる場合があります。
本文中の内容については弊社（03-3837-5730）にご連絡ください。
本文の内容は2020年5月時点の法令によって制作しています。

(制作 2020.5)

車両法の目的（キーワード）

所有権・【**安全性**】の確保・【**公害**】の防止・整備事業・公共の福祉を【**増進**】

自動車の種別（車両法の規定による自動車の種別）

①【 普通自動車 】	②【 小型自動車 】	③【 軽自動車 】
④【 大型特殊自動車 】	⑤【 小型特殊自動車 】	

各種登録

登録の種類	行うべき時	申請者
変更登録	型式、車台番号、所有者の氏名、使用の本拠の位置などを変更したとき	【 所有者 】
移転登録	所有者を変更したとき	【 新所有者 】
永久抹消登録	自動車が滅失、解体、又は用途を廃止したとき	【 所有者 】

自動車登録番号標

封印	【何人】も封印を取り外してはならない。ただし、【整備】のため特に必要な場合は、この限りではない。
表示	自動車登録番号標は、これに記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないように、自動車の【前面】及び【後面】の告示で定める位置に取り付ける。

自動車検査証の備付け等

自動車検査証は当該自動車に【備え付けて】おかなければならない。
有効な保安基準適合標章を自動車に表示している場合は、【自動車検査証の交付】、【備え付け及び検査標章の表示】の規定は適用されない。
検査標章には、自動車検査証の【有効期間の満了する】時期が表示されている。

自動車検査証の有効期間

自動車の種類	初回	2回目以降
車両総重量8 t以上の貨物用自動車 (大型トラック等)	【1】年	【1】年
車両総重量8 t未満の貨物用自動車 (中・小型トラック等)	【2】年	【1】年

自動車の検査の種類

①【新規検査】	②【継続検査】	③【臨時検査】	④【構造等変更検査】
⑤【予備検査】			

車両法に関する日数

内容	期日
変更登録、移転登録、永久抹消登録、 自動車検査証の記載事項の変更	【15】日以内
臨時運行許可証の返納	【5】日以内

点検整備関係

日常点検整備	自動車の【 使用者 】が適切な時期に目視等により行う点検。
	事業用自動車の【 使用者 】又は事業用自動車を【 運行する者 】が、【 1 】日【 1 】回、運行の【 開始前 】に行う点検。
	運行可否の決定は【 整備管理者 】が行う。
定期点検整備	事業用自動車及び車両総重量【 8 】t以上の自家用自動車は【 3 】ヵ月ごとに定期点検を行うこと。
点検整備記録簿	点検整備記録簿は自動車に備え置くこと。運送事業用自動車等の点検整備記録簿の保存期間は【 1 】年間。

□保安基準関係 (過去の出題問題より抜粋)

項目	法令の要点
長さ、幅、高さ	長さ【 12 】m(告示で定めるものにあつては13m)、幅【 2.5 】m、高さ【 3.8 】mを超えてはならない。
軸重等	自動車の軸重は【 10 】t(牽引自動車のうち告示で定めるものにあつては、11.5t)を超えてはならない。
原動機 (速度抑制装置)	車両総重量【 8 】t以上又は最大積載量【 5 】t以上の自動車は、【 90 】km/hを超えて走行しないよう速度抑制装置を備えなければならない。
走行装置	空気入ゴムタイヤの滑り止めの溝は、 1.6mm 以上の深さを有すること(四輪自動車等)。
車体及び車枠	車体の外形その他自動車の形状は、鋭い【 突起 】がなく、回転部分が【 突出 】していないこと等他の交通の安全を妨げるおそれがないもので告示で定める基準に適合するものであること(大型特殊自動車及び小型特殊自動車除く)。 自動車の車体の【 後面 】には、最大積載量(タンク自動車にあつては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名)を【 表示 】しなければならない。
巻込防止装置	貨物の運送の用に供する普通自動車及び車両総重量【 8 】t以上の普通自動車(乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く)の両側面には、巻込防止装置を備えなければならない。
突入防止装置	貨物の運送の用に供する自動車(二輪自動車等を除く)の【 後面 】には突入防止装置を備えなければならない。

窓ガラス	可視光線透過率が【70】%以上であること。
後部反射器	夜間にその後方【150】mの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できる、反射光の色が赤色の後部反射器を備えなければならない。
大型後部反射器	車両総重量【7】t以上のものの後面には、後部反射器+大型後部反射器を備えること。
再帰反射材	自動車（法令に規定する自動車を除く）の前面（被牽引自動車の前面に限る）、両側面及び後面には、夜間に自動車の前方（被牽引自動車の前方に限る）、側方又は後方にある他の交通に当該自動車の長さ又は幅を示すことができる【再帰反射材】を備えることができる。
方向指示器	毎分【60】回以上【120】回以下の一定の周期で点滅すること。
警音器	警音器の警報音発生装置の音が、連続するものであり、かつ、音の【大きさ】及び音色が【一定】なものであること。
非常信号用具	【夜間200】mの距離から確認できる【赤色】の灯光を発するものであること。
停止表示器材	【夜間200】mの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。また、反射光の色は【赤色】、蛍光の色は【赤色】又は【橙色】であること。
後写鏡	自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上【1.8】m以下のものは衝撃を緩衝できる構造であること。
消火器	火薬類を運送する自動車、指定数量以上の高圧ガスを運送する自動車及び指定数量以上の危険物を運送する自動車には、【消火器】を備えなければならない。
黄色の点滅灯火	【道路維持作業用自動車】のみ装着可。
点滅灯火・光度が増減する灯火	旅客が乗降中であることを後方に表示する【電光表示器】は可（乗合）。